

障害者総合支援法対象疾病検討会の開催方法について
(案)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害者総合支援法対象疾病検討会の開催方法について、以下のとおりとする。

- 事務局（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）は、構成員と日程調整の上、可能な限り、検討会の開催（オンラインを含む。）の方向で調整を行う。
- ただし、緊急を要し過半数の構成員が出席する検討会の開催が難しい場合その他座長が適当であると認める場合については、持ち回り開催を行う。